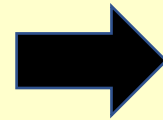


指標1 後見人等申立のうち市長申立件数

【目標】

平成30年度（2018年度）
年間 52件



令和6年度（2024年度）
年間 105件

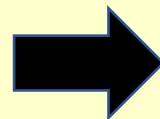
【実績】

	R1	R2	R3	R4	R5	R6
申立件数（高齢）	75	91	104	102	93	88
申立件数（障がい）	7	10	20	20	10	10
合計	82	101	124	122	103	98

指標2 家庭裁判所から市民後見人として選任された人数

【目標】

平成30年度（2018年度）
0人



令和6年度（2024年度）
9人

【実績】

年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
選任数（累計）	0（0）	1（1）	0（1）	2（3）	1（4）	1（5）	2（7）
受任件数（累計）	0（0）	1（1）	0（1）	2（3）	1（4）	2（6）	3（9）

1. 受任調整会議・専門職相談会について

- 受任調整会議については、R6年度は試行的運用として、7度開催し、17件の案件について相応しい職種を審議し、その結果を家庭裁判所と共有した。
- 専門職相談会については、R6年度は4度開催し、6件の案件に対応した。
- 受任調整機能及び相談機関の更なる対応力向上に向け、開催実績を踏まえた会議のあり方について再整理を行ってはどうか。

2. 総合的な権利擁護施策の充実について

- 日常生活自立支援事業を熊本市社会福祉協議会だけではなく、社会福祉法人やNPO法人に引き受けていただく仕組みも必要ではないか。

3. 新たな権利擁護連絡会の設置について

- 各区の代表者が意見集約と会議での協議事項のフィードバックを担うことで、相談機関の対応の標準化につながるのではないか。
- 相談機関双方が情報交換する場があることで、1次相談窓口としての対応力や役割意識の向上に繋がるのではないかと期待している。